

東京都公報

発行

東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…

告示

●東京都告示第五十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

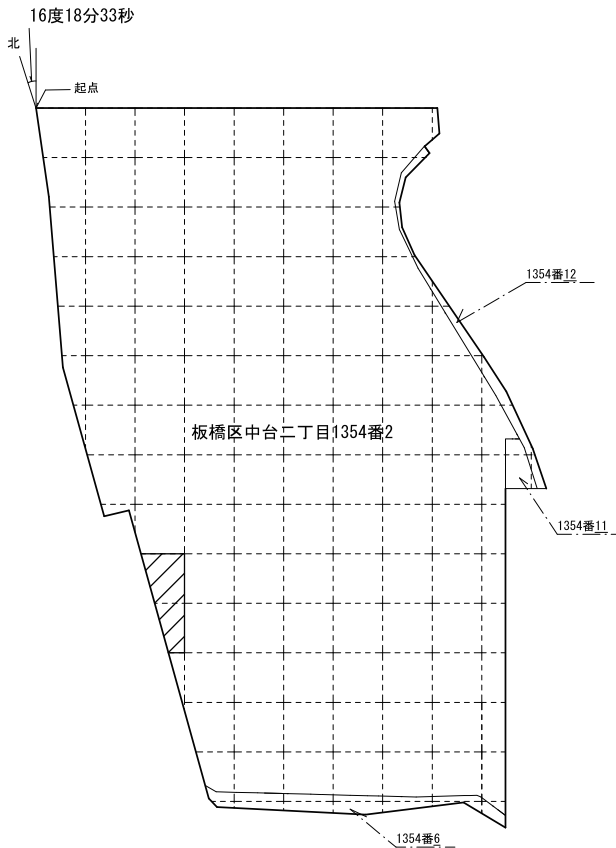
令和七年一月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区中台二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

別図



【起点】

起点は、板橋区中台二丁目1354番2の最北端とする。

【格子の回転角度（16度18分33秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例

—	敷地境界
—	筆境界
---	単位区画
▨	形質変更時要届出区域

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番二号
	〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社
電話	東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
	〇三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号	101-0051